

マイナンバー利用開始に伴い、新たに国保手続きに必要なになるもの

(1) マイナンバー確認書類	世帯主の個人番号カード・通知カード・個人番号記載の住民票(住民票記載事項証明書)のいずれか ※1
(2) 身分証明書等	窓口に来られる方の身分証明書等 ※2

※1 世帯主以外の方が窓口に来られる場合は、世帯主のマイナンバー確認書類の写し(コピー)でも構いません。
⚠ 世帯主および対象の方のマイナンバーの記載が必要です。
⚠ 法定代理人による手続きの場合には、そのことを証する書類の写しを提出してください。

(2) 身分証明書等 ※2

身分証明書 として認めるもの	A 1点でよいもの 公的機関が発行の顔写真付き身分証明書 (有効期限が切れていないもの)	B 以下の2点が必要 (A がない時) (住所・氏名が記載されたもの)
	個人番号カード	住基カード様式第1 (顔写真なし)
	パスポート	健康保険証(国民健康保険証・社会保険証・後期高齢者医療保険証)
	運転免許証	年金手帳・年金証書
	運転経歴証明書 (H24.4.1以降交付)	介護保険証
	住基カード様式第2 (顔写真あり)	各種医療証(高齢受給者証・限度額適用認定証・ひとり親医療証・障害者医療証 等)
	在留カード(更新前の外国人登録証明書)	各種納税通知書(納付書ではありません)
	特別永住者証明書	児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
	身体障害者手帳	生活保護受給証明書
	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳(顔写真なし)
	精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり)	運転経歴証明書 (H24.3.31以前交付)
	雇用保険受給資格者証(顔写真あり)	官公署発行の本人宛て郵便物(公印が押印してあるもの)

⚠ ご不明な点があれば国保年金課(内線311・320)にお尋ねください。